

保管場所使用承諾証明書（車庫証明）の発行について

◀ 申請要領 ▶

1. 公社窓口で申請する場合は、下記書類等を持参してください。

- ① 保管場所使用承諾証明書（車庫証明）発行申請書
- ② 証明書発行手数料 **3,300円（現金のみ）**。釣銭が無いようにご協力願います。）
- ③ 申請者の**住民票**または**印鑑登録証明書の原本**（確認後、返却いたします。）
- ④ ディーラー等代理人による申請の場合は委任状（様式は任意）

【 受付時間 】 9：00～12：00
13：00～16：30 （土日祝日は休みです）

2. 郵送で申請する場合は、

送付する封筒の表に「**車庫証明申請**」と朱書きし、下記書類を送付してください。

- ① 保管場所使用承諾証明書（車庫証明）発行申請書
- ② 証明書発行手数料 **3,300円分の為替**（郵便局にて発行しております。）
※住所・氏名は記入しないでください。
- ③ 申請者の**住民票**または**印鑑登録証明書の原本**（確認後、返却いたします。）
- ④ 返信用封筒（宛名記入、所定の切手貼付）

【 窓口および送付先 】

<賃貸管理事業課 管理係> 092-781-8020 福岡市、福津市、太宰府市、 筑紫野市、大野城市を担当 〒810-8538 福岡市中央区天神5丁目3番1号 福岡県住宅供給公社 賃貸事業部 賃貸管理事業課 管理係	<北九州管理事務所> 093-621-4411 北九州市、中間市、苅田町を担当 〒806-0036 北九州市八幡西区西曲里町2番1号 黒崎テクノプラザ5階 福岡県住宅供給公社 北九州管理事務所	<筑後管理事務所> 0942-36-9900 久留米市、小郡市、大牟田市を担当 〒839-0864 久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル4階 福岡県住宅供給公社 筑後管理事務所
--	--	--

ご注意

- 証明書は駐車場使用契約者名義での発行となります。
- 書類に不備がある場合は、発行できません。
- 前月までの家賃及び駐車場使用料に未納がある場合は、発行できません。
- 駐車場新規契約の場合は、敷金及び開始月使用料の納付確認後に発行します。
また、証明書は駐車場の使用開始日以降の発行となります。
- **証明書の有効期限は 3ヶ月 です。**
- 期限切れ等により証明書が無効になった場合は、上記要領で再度申請が必要です。
- 窓口での支払いは現金のみです。また、釣銭が発生しないようご協力ください。
- 小為替証書の住所・氏名は記入しないでください。
- 購入等により車両登録番号が変更になる場合は、
「自動車（車両）変更申請書」と変更後の自動車検査証の写しを後日ご提出ください。
- **証明書を発行する自動車の大きさは、長さ500センチメートル以下、幅190センチメートル以下、高さ210センチメートル以下です。なお、規定サイズを超える車両の使用が認められた場合は、駐車場の使用契約を解除します。**

* 有効期限内に管轄の警察にて車庫証明を取得してください。